

駐車監視員活動ガイドライン

【南大沢 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。

重点路線

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← 間 →		重点時間帯	備考
1	都道	町田街道	町田市小山町6番地先	町田市相原町4969番地先	7-20	
2	市道	多摩境通り	町田市小山ヶ丘1-1先	町田市小山ヶ丘6-2先相原坂上交差点	7-20	
3	国道16号線	東京環状線	八王子市片倉町502番地先	町田市相原町411番地先	7-20	
4	都道	多摩ニュータウン通り	町田市小山町3161番地先	八王子市松が谷54番地先	7-20	
5	都道	野猿街道	八王子市北野町203番地先	八王子市大塚476番地先	7-20	
6	都道	北野街道	八王子市小比企町1692番地先	八王子市長沼町4番地7先	7-20	
7	都道	柚木街道	八王子市下柚木2-9先	八王子市鎌水1400番地先	7-20	
8	都道155号	町田平山八王子線	堀之内2-5先	堀之内1432番地先	7-20	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地域	重点時間帯	備考
1	南大沢駅周辺	7-20	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	多摩境通り周辺	7-20	
2	多摩境駅、北野駅、堀之内駅、JR八王子みなみ野駅周辺	7-20	
3	大塚地区	7-20	
4	富士見台公園周辺(松木21~22、27~31、1499を含む)	7-20	
5	南大沢三丁目地区、南大沢四丁目地区、南大沢五丁目地区	7-20	



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

【町田市北西部周辺】

南大沢警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z20LC第310号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

【八王子市北東部周辺】

南大沢警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z20LC第310号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。